

(証券コード 8922)

2019年6月7日

## 株 主 各 位

東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号  
日本アセットマーケティング株式会社  
代表取締役社長 越 塚 孝 之

### 第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2019年6月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するように返送ください。

〔電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合〕

3頁から4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 2019年6月27日（木曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 東京都江東区東陽六丁目3番3号<br>ホテル イースト21東京 3階 東陽の間<br>(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第20期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）<br>事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査<br>等委員会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第20期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）<br>計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項            |  |
| 第1号議案           | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件   |
| 第2号議案           | 監査等委員である取締役3名選任の件  |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.jasset.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のものほか、この「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

また、事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト (<http://www.jasset.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

### 1. 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

### 2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 3. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

#### (1) 議決権行使ウェブサイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。  
議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>
- ② 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

#### (2) 議決権行使のお取扱いについて

- ① インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② インターネットによる議決権行使は、2019年6月26日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めの行使をお願いいたします。

#### (3) パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- ① パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- ② パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ③ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### (4) ご利用環境

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。  
 イ. Webブラウザ及びPDFビューアがインストールされていること (以下の組み合わせで動作確認をしています)。

OS	Webブラウザ	PDFビューア
Microsoft Windows 7	Internet Explorer 11 (32bit版)	Adobe Reader XI
Microsoft Windows 8.1	Internet Explorer 11 (32bit版)	Adobe Reader XI
Microsoft Windows 10	Internet Explorer 11 (32bit版)	Adobe Acrobat Reader DC

※Microsoft Windows及びInternet Explorer は、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※Adobe, Acrobat及びReaderは、Adobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社)の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

- ウ. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除 (又は一時解除) するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	越塚孝之 (1973年8月31日生)	1999年7月 ㈱ドン・キホーテ（現㈱バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス）入社 2007年4月 ㈱ドンキコム（現㈱リアリット）取締役（現任） 2012年10月 ㈱ディワン 代表取締役社長 2013年6月 当社 代表取締役社長（現任） 2018年1月 ㈱ドンキホーテホールディングス（現㈱バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス）執行役員（現任）	55,000株
（取締役候補者とした理由） 越塚孝之氏は、営業部門から不動産部門まで幅広く、豊富な経験と見識を有しており、当社においても代表取締役社長として事業を統括し、強いリーダーシップを発揮しております。これらのことから、今後の当社の企業価値向上を推進するために適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			
2	和知学 (1980年1月7日生)	2003年3月 ㈱ドン・キホーテ（現㈱バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス）入社 2016年2月 同社 IR部 マネージャー 6月 当社 取締役 管理本部 部長（現任） 2019年1月 ㈱ドンキホーテホールディングス（現㈱バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス）IR部 ゼネラルマネージャー（現任）	6,900株
（取締役候補者とした理由） 和知学氏は、主にIR部門を中心に幅広い経験を有しており、当社においてもステークホルダーに対するIR・広報活動を管掌しております。これらのことから、今後の当社の企業価値向上を推進するために適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			
3	三井太郎 (1980年5月4日生)	2004年11月 ㈱パウ・クリエーション（現日本商業施設㈱）入社 2014年4月 同社 テナント開発部 部長代理 2017年6月 当社 取締役 テナント運営部 部長（現任）	4,100株
（取締役候補者とした理由） 三井太郎氏は、主に商業施設へのテナント誘致業務を中心に幅広い経験を有しており、当社においてもテナント賃貸の運営部門を管掌しております。これらのことから、今後の当社の企業価値向上を推進するために適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 株 式 数
※ 4	あ き や ま じ ゅ ん い ち 秋 山 純 一 (1972年9月9日生)	2007年9月 ㈱ドン・キホーテ (現㈱パン・パシ フィック・インターナショナルホ ルディングス) 入社 2015年4月 当社 施設管理部 課長代理 7月 当社 施設管理部 課長 2018年12月 当社 施設管理部 部長 (現任)	500株
(取締役候補者とした理由)			
秋山純一氏は、主に商業施設の施設管理 (保守・メンテナンス) 業務を中心に幅広い 経験を有しており、当社においても施設管理部門を管掌しております。これらのこと から、今後の当社の企業価値向上を推進するために適切な人材であると判断し、同氏 を取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 候補者であります。  
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
※ 1	たなか かずひと 田中 和仁 (1967年7月16日生)	1999年12月 ㈱ドン・キホーテ（現㈱パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス）入社	一株
		2010年3月 ㈱ドン・キホーテ（現㈱パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス）内部監査室 サブマネージャー 2016年7月 当社 内部監査室 室長（現任）	
(監査等委員である取締役候補者とした理由) 田中和仁氏は、主に内部監査部門での豊富な知識と経験を有しており、当社においても内部監査分野の業務を統括するなどの実績を有しております。それらの経験を活かし、当社の監査等委員としての職務を適切に遂行されると判断し、同氏を監査等委員である取締役候補者といたしました。			
2	みや たかつひろ 宮田 勝弘 (1954年1月15日生)	1997年12月 ㈱不動産技術研究所 代表取締役	23,700株
		2008年6月 再開発鑑定㈱ 設立 代表取締役	
2015年6月 当社 社外監査役			
2017年6月 当社 社外取締役[監査等委員]（現任）			
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 宮田勝弘氏は、不動産鑑定士として不動産業界における専門的な知識と幅広い経験を有しており、外部の視点から当社にとって有益なご意見をいただけるものと期待し、同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。			
3	こばやし なるお 小林 明夫 (1956年1月3日生)	1979年4月 東京国税局入局	一株
		2007年7月 練馬東税務署 副署長（法人）	
2009年7月 東京国税局 調査一部 特別国税調査官			
2011年7月 東京国税局 調査一部 統括国税調査官			
2015年7月 本所税務署 署長			
2016年9月 税理士登録、小林明夫税理士事務所 開業（現任）			
2017年6月 ㈱極楽湯ホールディングス 社外監査役（現任）			
2018年6月 当社 社外取締役[監査等委員]（現任）			
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 小林明夫氏は、税理士として税務分野等での豊富な経験と専門知識を有しており、当社の経営に対して有益なご意見をいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、社外役員となること以外の方法で同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。			

(注) 1. ※印は、新任の候補者であります。

2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 宮田勝弘氏及び小林明夫氏は、社外取締役候補者であります。

4. 宮田勝弘氏及び小林明夫氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。宮田勝弘氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年、社外取締役に就任する前の社外監査役としての在任期間は2年であります。小林明夫氏の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

5. 当社は宮田勝弘氏、小林明夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

6. 当社は宮田勝弘氏及び小林明夫氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。また、田中和仁氏の選任が承認された場合は、同氏との間で新たに同内容の契約を締結する予定であります。

以 上

## (添付書類)

# 事業報告

(自 2018年4月1日)  
(至 2019年3月31日)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

(注)文中の将来に関する事項は、本資料作成日現在において当社グループが判断したものであります。

#### ① 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善が続くなかで、景気は緩やかな回復基調で推移しておりますが、輸出や生産の一部に弱さがみられ、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響などについては、不透明な状況が続いております。

不動産業界におきましても、主要都市部を中心に地価動向の上昇基調が継続しておりますが、日本国内の自然災害や異常気象等が、建物及び附属設備に影響を及ぼすリスクを抱えております。

当連結会計年度においては、大阪府北部や北海道胆振地方を震源とする地震、相次ぐ台風や豪雨などの自然災害が発生し、当社が保有・管理する物件の一部が損傷しましたが、いずれも軽微であり、建物の修理・修繕を速やかに実施いたしました。

このような状況のもと、当社グループは事業用収益物件の取得及び建物の地域特性や立地条件に応じた適切なりノベーションを積極的に実施し、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス(旧株式会社ドンキホーテホールディングス、以下「株式会社PPIH」という)及びそのグループ企業を中心とした各テナント企業様に賃貸を行い、テナント賃貸収益の最大化を図ってまいりました。

また、テナント企業様に対し、最適な省エネプランの提案を積極的に行う等、建物管理に関するコンサルティング事業を推進し、各種コスト削減に貢献してまいりました。

当連結会計年度の物件の取得状況につきましては、北海道に1物件(北海道ーアルシュビル)、中部地方に1物件(山梨県ーMEGA甲府店)、近畿地方に1物件(滋賀県ーMEGA甲賀水口店)、九州・沖縄地方に1物件(沖縄県ードン・キホーテ石垣島店)を取得いたしました。また、建替中であった物件が2018年9月に竣工したため、関東地方の物件数が1物件(神奈川県ー港山下ナナイロ)増加いたしました。一方で、建替・解体のため1物件(東京都品川区物件)、不動産売却のため3物件(大阪府大阪狭山市物件、神奈川県横浜市物件、東京都新宿区物件)を保有物件数から除いております。

この結果、2019年3月末時点における当社グループの保有物件数は、125物件(2018年3月末時点 124物件)となりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高216億91百万円（前期比13.0%増）、営業利益84億26百万円（前期比11.8%増）、経常利益82億79百万円（前期比14.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益67億56百万円（前期比3.2%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

「テナント賃貸事業」

当連結会計年度におきましては、前期の事業用収益物件の積極的な取得により、賃貸面積が増加したことから、当社のテナント賃貸事業の収益は、前連結会計年度と比較して飛躍的に増加いたしました。その結果、売上高180億89百万円（前期比15.0%増）、営業利益84億86百万円（前期比16.2%増）となりました。

「不動産管理事業」

当連結会計年度におきましては、主に株式会社ドン・キホーテの店舗数が順調に増加したことから、当社の不動産管理事業における受託物件数が増加し、さらに保守・メンテナンス分野のファシリティサポートを積極的に実施したことにより、不動産管理事業における売上拡大に寄与いたしました。その結果、売上高33億58百万円（前期比4.6%増）、営業利益4億87百万円（前期比36.6%減）となりました。

「その他事業」

当連結会計年度におきましては、テナント企業様に対する最適な省エネプランの提案等、コスト削減やエネルギーの効率的な活用による建物管理を中心としたコンサルティング事業の推進に取り組みました。その結果、売上高2億43百万円（前期比6.9%減）、営業利益1億47百万円（前期比21.5%増）となりました。

（単位：百万円）

	テナント賃貸事業	不動産管理事業	その他事業	調整額	連結 計算書類 計上額
売上高					
(1)外部顧客への売上高	18,089	3,358	243	-	21,691
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	18,089	3,358	243	-	21,691
営業利益	8,486	487	147	△694	8,426

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は208億60百万円であります。その主な内訳は有形固定資産208億40百万円であり、テナント賃貸事業に係る事業用収益物件の取得によるものであります。

また、当連結会計年度において、大阪府大阪狭山市物件など合計3物件の売却を行っております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2016年3月期)	第 18 期 (2017年3月期)	第 19 期 (2018年3月期)	第 20 期 (当連結会計年度 (2019年3月期))
売 上 高 (百万円)	—	17,896	19,199	21,691
経 常 利 益 (百万円)	—	6,779	7,220	8,279
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	—	11,120	6,547	6,756
1株当たり当期純利益 (円)	—	34.28	10.69	8.72
総 資 産 (百万円)	—	145,442	179,006	181,798
純 資 産 (百万円)	—	64,759	103,246	110,003
1株当たり純資産額 (円)	—	126.27	133.28	142.00

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、第17期は連結子会社が存在しない状況であったため、当該1期は連結決算を行っておりません。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2016年3月期)	第 18 期 (2017年3月期)	第 19 期 (2018年3月期)	第 20 期 (当事業年度 (2019年3月期))
売 上 高 (百万円)	16,035	17,881	19,155	21,686
経 常 利 益 (百万円)	6,224	6,844	7,170	8,549
当 期 純 利 益 (百万円)	5,612	11,185	6,497	7,027
1株当たり当期純利益 (円)	20.30	34.49	10.61	9.07
総 資 産 (百万円)	108,215	142,127	177,201	179,898
純 資 産 (百万円)	13,471	64,825	103,262	110,290
1株当たり純資産額 (円)	48.52	126.40	133.30	142.38

- (注) 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
株式会社バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	22,614百万円	81.87% (17.55%)	不動産の賃借

(注) 1. 当社に対する議決権比率欄の( )は間接所有割合であり、内数で記載しております。

2. 株式会社バン・パシフィック・インターナショナルホールディングスは、2019年2月1日付で株式会社ドンキホーテホールディングスより商号変更しております。

3. 親会社である株式会社バン・パシフィック・インターナショナルホールディングスからの不動産の賃借に当たっては、第三者の不動産鑑定士の鑑定に基づき、取引条件を検討し、決定しております。

当社取締役会は、このような取引条件を把握し、当社の利益を害するものではないことを確認したうえで、取引ごとにその適正性及び妥当性を判断しております。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社アセツ・パートナーズ	1百万円	100.00%	不動産の取得、保有、賃貸、管理及び仲介等

### (4) 対処すべき課題

中長期的な会社の経営戦略を達成するための、現状の課題は以下のとおりであります。

#### ① 各プロジェクトの推進とテナント賃貸収益の最大化

複合型商業施設の取得により、テナント賃貸面積の拡大とテナント企業の増加を図り、テナント賃貸収益の最大化を図ります。また、地域特性や商圈に応じた物件のリノベーションに取り組み、テナント企業様のニーズに応え、テナント企業様に支持される物件開発を積極的に推進してまいります。

#### ② 継続的な人材確保と組織体制の改革

日本の社会全体の人口減少により各産業の人材採用は極めて困難となっております。とりわけ、2020年の五輪開催により建設業及び不動産業における人材の確保は、より厳しさが増しております。当社グループは安心・安全な建物管理サービスをテナント企業様に提供するため、工事・修繕・メンテナンスに関わる専門性の高い人材確保を積極的に推進し、磐石な組織体制を構築してまいります。

#### ③ 管理物件の保守・メンテナンスの維持・運営

当社グループの管理物件数が増加し、管理物件の地域は拡大しております。そのため、大規模な地震や突風・豪雪など昨今の異常気象による突発的な自然環境の変化により、当社管理物件が大きな損害を受けるリスクが高まっております。当社グループは事前対策の強化として、各物件の点検・監視体制の強化、計画修繕の適切な実行により、突発的な自然環境の変化に対応してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

事業区分	事業内容
テナント賃貸事業	当社グループが賃借・保有する不動産の賃貸事業を行っております。
不動産管理事業	当社グループが賃貸した不動産を始めとする、商業施設等における管理・運営・保守等の事業を行っております。
その他事業	エネルギーの効率的な活用やコスト削減、最適な省エネプランに関するコンサルティング事業を行っております。

(6) 主要な事業所 (2019年3月31日現在)

当社 本社	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号
札幌事務所	北海道札幌市中央区南2条西4丁目1番地
大阪事務所	大阪府大阪市天王寺区上之宮町1番24号

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
テナント賃貸事業、 不動産管理事業、 その他事業	141名	28名増
全社（共通）	7名	2名増
合計	148名	30名増

- (注) 1. 使用人数には当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。  
2. 使用人数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時使用人は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
148名	30名増	37.0歳	3.0年

- (注) 1. 使用人数には当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。  
2. 使用人数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時使用人は含まれておりません。  
3. 平均勤続年数は、転籍異動した者の転籍元会社での勤続年数を通算しております。

### (8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 額 残 高
株 式 会 社 り そ な 銀 行	6,100百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,875百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,500百万円

### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- ② 発行済株式の総数 774,645,947株
- ③ 株主数 18,697名 (前期末比2,884名減)
- ④ 大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 パ ン ・ パ シ フ ィ ッ ク ・ イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル ホ ー ル デ ィ ン グ ス	498,213,547株	64.31%
株 式 会 社 エ ル エ ヌ	136,000,000株	17.55%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	12,630,000株	1.63%
B N Y F O R G C M R E G A S B U	7,171,700株	0.92%
M L I F O R C L I E N T G E N E R A L N O N T R E A T Y - P B	5,004,700株	0.64%
株 式 会 社 S B I 証 券	4,055,800株	0.52%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	2,825,500株	0.36%
中 山 高 徳	2,706,600株	0.34%
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 証 券 投 資 信 託 口 )	2,500,600株	0.32%
藤 見 幸 雄	2,209,700株	0.28%

- (注) 1. 持株比率は自己株式(700株)を控除して計算しております。  
2. 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスは、2019年2月1日付で株式会社ドンキホーテホールディングスより商号変更しております。

## 3. 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### ① 取締役 の 状況 (2019年3月31日現在)

当会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	越 塚 孝 之	株式会社バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 執行役員 株式会社リアリット 取締役
取 締 役	和 知 学	当社 管理本部 部長 株式会社バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス IR部 ゼネラルマネージャー
取 締 役	三 井 太 郎	当社 テナント運営部 部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	木 村 高 大	—
取 締 役 (監査等委員)	宮 田 勝 弘	不動産鑑定士
取 締 役 (監査等委員)	小 林 明 夫	税理士 小林明夫税理士事務所代表 株式会社極楽湯ホールディングス 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	寺 浦 康 子	弁護士 エンデバー法律事務所 パートナー弁護士 高周波熱錬株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)の小林明夫氏及び寺浦康子氏は、2018年6月28日開催の第19期定時株主総会にて新たに選任され、就任いたしました。
2. 情報の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、木村高大氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役(監査等委員)の宮田勝弘氏、小林明夫氏及び寺浦康子氏は、社外取締役であります。また、宮田勝弘氏、小林明夫氏及び寺浦康子氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 取締役(監査等委員)の小林明夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

### ② 事業年度中に退任した役員

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
馬 淵 亜 紀 子	2018年6月28日	辞任	社外取締役(監査等委員) 弁護士
金 子 淳	2018年6月28日	辞任	社外取締役(監査等委員) 弁護士 金子総合法律事務所代表

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

④ 取締役を支払った報酬等の額

1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （内、社外取締役）	3名 （1名）	15百万円 （1百万円）
取締役（監査等委員） （内、社外取締役）	6名 （5名）	17百万円 （9百万円）
合 計	9名 （5名）	32百万円 （9百万円）

(注) 役員報酬限度額（第18期定時株主総会決議による）

取締役（監査等委員を除く）年額200百万円以内（ただし、使用人分給与とは含まない）  
取締役（監査等委員）年額20百万円以内

2) 社外役員が親会社等及び親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査等委員である取締役の小林明夫氏は、小林明夫税理士事務所代表及び株式会社極楽湯ホールディングスの社外監査役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

監査等委員である取締役の寺浦康子氏は、エンデバー法律事務所のパートナー弁護士及び高周波熱錬株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

2) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者等又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役（監査等委員） 宮 田 勝 弘	当事業年度に開催された取締役会の100%に出席いたしました。主に不動産業界における長年の経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会の100%に出席し、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項に関する協議などを適宜行っております。
取締役（監査等委員） 小 林 明 夫	2018年6月28日の就任以降に開催された取締役会の100%に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。 また、同じく就任以降に開催された監査等委員会の100%に出席し、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項に関する協議などを適宜行っております。
取締役（監査等委員） 寺 浦 康 子	2018年6月28日の就任以降に開催された取締役会の100%に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。 また、同じく就任以降に開催された監査等委員会の100%に出席し、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項に関する協議などを適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 UHY東京監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(最終改定日：2017年6月29日)

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役は平素より法令遵守に基づいた経営を目指し、当社及びグループ会社に法令遵守の精神が徹底されるよう引き続き率先して行動する。
- 2) 当社の取締役の適正な職務執行を図るため、社外取締役を継続して選任し、取締役の職務執行の監督機能を向上させるとともに、社外取締役を含む監査等委員会が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と独立した立場から、公正で透明性の確保された監査を徹底する。
- 3) 弁護士などの社外有識者を加えた人員で構成した「コンプライアンス委員会」により、公明正大で高い倫理観に則った事業活動の確保、企業統治体制と運営の適法性を確保する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 株主総会議事録、取締役会議事録及び重要な会議の議事録、並びにこれらの関連資料を保存、管理するための担当部署をおき、これらを10年間保存し、必要に応じて閲覧が可能な状態を維持する。
- 2) 社内の情報ネットワークセキュリティ向上のためのツールの導入及び「情報セキュリティ管理規程」の適時適切な見直しを行い、社内における情報の共有を確保しつつ、その漏洩を防止する体制を確保する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 損失の危険の発生を予防するための情報の収集及び分析、並びに発生した損失の拡大を防止するため、コンプライアンス委員会が当社及びグループ会社の組織横断的なコンプライアンス上のリスクの分析と評価を実施し、取締役会及び担当部署が当社及びグループ会社全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- 2) 業務マニュアル、諸規程の体系化及び業務の標準化を適時適切に行い、オペレーショナル・リスクの最適化を目指す。
- 3) リスク管理状況の監査については、内部監査室がこれを監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告していく。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた関係諸規程を定め、適時適切にこれを見直す。
- 2) 当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催する。
- 3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程その他の社内規程に従い、それぞれの担当者及びその責任を明確にし、効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) コンプライアンス委員会は、取締役会の諮問機関として、コンプライアンスの推進・徹底を図る。
  - 2) コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する事項の教育を含めた企画立案を行い、コンプライアンス委員会の指示に基づき、コンプライアンス事務局がその運営を行う。
  - 3) 法令及び社内ルールに関して疑義のある行為について、使用人が社外機関へ直接通報できる「コンプライアンスホットライン」制度を設置し、同制度が有効に機能するよう同制度の周知を徹底する。また、同制度の運用にあたっては、通報者に不利益が及ぶことのないように、その保護を最優先事項とする。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) グループ会社各社の業務の遂行状況について、適時適切に取締役会へ報告がされなければならない。
  - 2) グループ会社各社の業務の遂行の適正を確保するため内部監査室が、当社のグループ会社各社と連携し、内部統制整備の実施状況を把握する。さらに、グループ全体の内部統制について、共通認識のもとに体制整備を行うべく、コンプライアンス委員会が必要に応じて指導・支援を実施する。
  - 3) グループ会社各社の適正な業務の遂行を図るために、「関係会社管理規程」を整備し、グループ会社各社の管理を行う。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置する。
- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査等委員会事務局スタッフについての人事（処遇、懲罰を含む。）については、事前に監査等委員会に報告しなければならない。
  - 2) 監査等委員会事務局スタッフが他部署の業務を兼務する場合、監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた際には、当該指示を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長は、当該指示の遂行にあたって要請があった場合には、必要な支援を行う。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社及びグループ会社に著しい損害を与える事項が発生し、又は発生するおそれがあるときや、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社の監査等委員会に報告する。
  - 2) 監査等委員会は、取締役会のほか、重要会議への出席により職務執行に係る重要事項及びコンプライアンス委員会への出席によりコンプライアンス上の重要事項に関する報告を受ける。

- 3) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社監査等委員会及び監査等委員会事務局からの会社の業務の実施、財産の状況等について報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
  - 4) 上記各号に係る報告をしたことを理由として、監査等委員会に報告を行った者に対して不利な取扱いをすることを禁止する。
  - 5) 内部監査室は、各内部監査項目の内部監査が終了するごとに代表取締役社長へ報告するとともに監査等委員会への報告も行う。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及びグループ会社各社の取締役、監査役との間で、必要に応じて意思疎通を図る機会を設け、監査の実効性を確保する。監査等委員会は内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査報告書を閲覧して、社内諸規程に対する準拠性の監査を補完するものとする。また、会計監査人から監査報告書を受領した場合には、その報告の内容が相当であることを確認しなければならない。
  - 2) 「コンプライアンスホットライン」制度の運用状況について、定期的に当社監査等委員会に報告するものとする。
  - 3) 監査等委員である取締役がその職務の執行について必要となる費用の支払いの請求があったときは、速やかにこれに応じるものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における、内部統制システムの整備の基本方針に基づく運用状況の概要は、以下のとおりです。

### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「内部統制システムの整備の基本方針」を定めるとともに、業務マニュアル、諸規程の体系化及び業務標準化を適時適切に整備することにより、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めております。

また、每期継続的に内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施しております。さらにモニタリングの結果等を踏まえて、内部統制システムの改善及び強化に継続的に取り組んでおります。2017年6月28日の当社取締役会においてこれらも踏まえた「内部統制システムの整備の基本方針」の見直しを行い（2017年6月29日の定時株主総会における定款一部変更の決議により効力発生）、決議いたしました。

### ② コンプライアンス体制及び損失の危険の管理の体制

取締役は、弁護士などの社外有識者を加えた人員で構成したコンプライアンス委員会と連携し、当社及び当社グループ会社も含めた組織横断的なコンプライアンス上のリスクの分析と評価及びコンプライアンスに関する事項の教育を実施しております。

また、法令や社内ルールに関して疑義のある行為について、従業員及び当社グループの取引先が社外機関及び社内の専門部署へ直接通報できる「コンプライアンスホットライン」制度を設置し、同制度の内容はコンプライアンス委員会にて審議を行い、その内容を適時適切に当社取締役会及び監査等委員会に報告をしております。

- ③ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社各社の業務の遂行状況について、適時適切に当社取締役会及び監査等委員会へ報告がされ、また内部監査室が、グループ会社各社と連携し、内部統制整備の実施状況について把握しております。さらに、グループ全体の内部統制について、共通認識のもとに体制整備を行うべく、コンプライアンス委員会が必要に応じて指導や支援の実施をしております。

- ④ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く。）及びグループ会社各社の取締役等との意思疎通を図る機会を設け、当社及びグループ会社各社の事業に影響を与える、あるいは与えるおそれのある重要事項について、監査等委員会に速やかに報告を行うことにより監査の実効性を確保しております。

また、監査等委員会は内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査報告書を閲覧して、社内諸規程に対する準拠性を監査し、会計監査人から監査報告書を受領した場合には、その報告の内容について相当性の監査を実施しております。

### (3) 反社会的勢力への対応

当社及びグループ会社は、以下のとおり、反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方を定め、社内体制を整備しております。

- ① 当社及びグループ会社は、反社会的勢力と一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶します。
- ② コンプライアンス規程の倫理規範において、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶し、取引関係を含めて反社会的勢力とは一切の関係を持たない旨を規定しております。

また、同規定の行動指針において、以下のとおり反社会的勢力との関係を遮断する旨を規定しております。

- 1) 事業活動を行うにあたり、反社会的勢力とは接触せず、取引関係を含め一切の関係を遮断する。
- 2) 反社会的勢力による不当要求は、断固これを拒絶し、法令及び社内規則、規程及びマニュアルに従い組織全体として対応する。
- 3) 反社会的勢力に対して、裏取引・資金提供・利益供与は一切せず、また、これを受けない。
- ③ 反社会的勢力による暴力的な要求、又は不当な要求への対応を含む危機管理全般に関する事項の管掌部署を「管理本部」とし、警察・弁護士等の外部専門機関と連携して、情報の収集・管理を行い、事案の対応を行います。
- ④ コンプライアンス研修の一環として、反社会的勢力排除に関する全社員対象の研修を定期的に行っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>17,850</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>14,965</b>
現金及び預金	4,166	1年内返済予定の 長期借入金	250
売掛金	290	1年内償還予定の社債	2,216
前払費用	678	債権流動化に伴う 支払債務	7,276
預け金	248	未払金	1,867
関係会社預け金	11,742	未払法人税等	1,170
未収入金	9	未払消費税等	472
その他	715	前受収益	1,564
<b>固 定 資 産</b>	<b>163,947</b>	その他	147
<b>有形固定資産</b>	<b>156,119</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>56,829</b>
建物及び構築物	70,421	社 債	8,358
工具、器具及び備品	83	債権流動化に伴う 長期支払債務	6,539
土地	83,786	長期借入金	12,225
建設仮勘定	1,827	長期預り金	27,668
<b>無形固定資産</b>	<b>2,183</b>	PCB廃棄物処理費用引当金	4
借地権	316	資産除去債務	2,033
のれん	1,826	<b>負 債 合 計</b>	<b>71,794</b>
その他	40	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,644</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>110,003</b>
投資有価証券	1,451	資 本 金	37,591
長期貸付金	747	資 本 剰 余 金	35,784
差入保証金	642	利 益 剰 余 金	36,628
繰延税金資産	2,723	自 己 株 式	△1
その他	79	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>110,003</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>181,798</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>181,798</b>

# 連結損益計算書

(自 2018年4月1日)  
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		21,691
売 上 原 価		12,252
売 上 総 利 益		9,438
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,012
営 業 利 益		8,426
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	224	
受 取 精 算 金	36	
そ の 他	16	276
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	80	
債 権 流 動 化 費 用	301	
そ の 他	41	423
経 常 利 益		8,279
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	140	
違 約 金 収 入	1,423	1,563
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	239	
固 定 資 産 除 却 損	2	
災 害 に よ る 損 失	15	
そ の 他	13	271
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		9,571
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,556	
法 人 税 等 調 整 額	1,257	2,814
当 期 純 利 益		6,756
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		6,756

## 連結株主資本等変動計算書

（自 2018年4月1日）  
（至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					純 資 産 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	
当連結会計年度期首残高	37,591	35,784	29,871	△1	103,246	103,246
当連結会計年度変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,756		6,756	6,756
当連結会計年度変動額合計	－	－	6,756	－	6,756	6,756
当連結会計年度末残高	37,591	35,784	36,628	△1	110,003	110,003

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	14,020	流 動 負 債	14,416
現金及び預金	66	1年内返済予定の長期借入金	250
売掛金	290	1年内償還予定の社債	2,216
前払費用	665	債権流動化に伴う支払債務	7,276
預け金	247	未払金	1,303
関係会社預け金	11,742	未払法人税等	1,170
未収入金	8	未払消費税等	487
その他	999	前受収益	1,564
固 定 資 産	165,877	その他	147
有 形 固 定 資 産	136,910	固 定 負 債	55,192
建 物	69,999	社 債	8,358
構 築 物	422	債権流動化に伴う長期支払債務	6,539
工具、器具及び備品	83	長期借入金	12,225
土地	66,328	長期預り金	26,031
建設仮勘定	76	PCB廃棄物処理費用引当金	4
無 形 固 定 資 産	357	資産除去債務	2,033
借地権	316	負 債 合 計	69,608
ソフトウェア	0	純 資 産 の 部	
その他	40	株 主 資 本	110,290
投 資 そ の 他 の 資 産	28,610	資 本 金	37,591
投資有価証券	1,244	資 本 剰 余 金	35,784
関係会社株式	9,446	資 本 準 備 金	35,784
長期貸付金	747	利 益 剰 余 金	36,915
関係会社長期貸付金	13,732	そ の 他 利 益 剰 余 金	36,915
差入保証金	636	繰越利益剰余金	36,915
繰延税金資産	2,723	自 己 株 式	△1
その他	79	純 資 産 合 計	110,290
資 産 合 計	179,898	負 債 純 資 産 合 計	179,898

# 損 益 計 算 書

(自 2018年4月1日)  
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		21,686
売 上 原 価		12,205
売 上 総 利 益		9,481
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		776
営 業 利 益		8,704
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	415	
受 取 精 算 金	36	
そ の 他	16	467
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	80	
匿 名 組 合 投 資 損 失	205	
債 権 流 動 化 費 用	301	
そ の 他	34	622
経 常 利 益		8,549
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	140	
違 約 金 収 入	1,423	1,563
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	239	
固 定 資 産 除 却 損	2	
災 害 に よ る 損 失	15	
そ の 他	13	271
税 引 前 当 期 純 利 益		9,841
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,556	
法 人 税 等 調 整 額	1,257	2,814
当 期 純 利 益		7,027

# 株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)  
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本計 合
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		繰越利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金計 合	その他利益剰余金	利益剰余金計 合				
当 期 首 残 高	37,591	35,784	35,784	29,887	29,887		△1	103,262	
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益				7,027	7,027			7,027	
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	7,027	7,027		—	7,027	
当 期 末 残 高	37,591	35,784	35,784	36,915	36,915		△1	110,290	

	純 資 産 計 合
当 期 首 残 高	103,262
当 期 変 動 額	
当 期 純 利 益	7,027
当 期 変 動 額 合 計	7,027
当 期 末 残 高	110,290

独立監査人の監査報告書

2019年5月27日

日本アセットマーケティング株式会社  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	谷	田	修 一	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	安	河 内	明	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本アセットマーケティング株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アセットマーケティング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月27日

日本アセットマーケティング株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指 定 社 員 公認会計士 谷 田 修 一 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 安 河 内 明 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本アセットマーケティング株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年6月3日

日本アセットマーケティング株式会社 監査等委員会

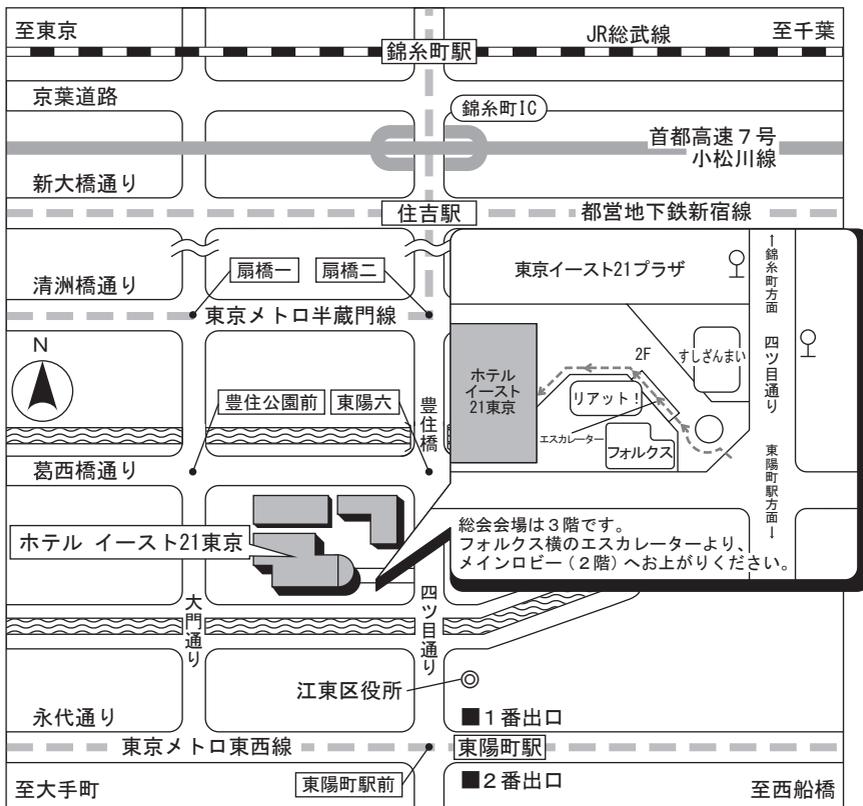
常勤監査等委員	木村 高大 ㊟
監査等委員	宮田 勝弘 ㊟
監査等委員	小林 明夫 ㊟
監査等委員	寺浦 康子 ㊟

(注) 監査等委員宮田勝弘、小林明夫及び寺浦康子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都江東区東陽六丁目3番3号  
 ホテル イースト21東京 3階 東陽の間  
 電 話 03 (5683) 5683 (代表)



**交 通**

東京メトロ東西線 東陽町駅（1番出口）より徒歩約7分  
 東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線 住吉駅（A3出口）より  
 都営バス<東22系統/東陽町駅・東京駅丸の内北口行>で約10分  
 豊住橋（東京イースト21）下車

JR総武線 錦糸町駅（南口）より  
 都営バス<東22系統/東陽町駅・東京駅丸の内北口行>で約15分  
 豊住橋（東京イースト21）下車